

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 平成30年第4回定例会提出予定議案の説明

(9) 議案第185号 川崎市老人いこいの家の指定管理者の指定について

資料1 指定管理者指定議案に係る参考資料

平成30年11月21日

健康福祉局

議案第 185号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1)名称及び 所在地	名 称	所 在 地
	川崎市大師老人いこいの家	川崎市川崎区大師公園 1 番 4 号
	川崎市小田老人いこいの家	川崎市川崎区小田 2 丁目 16 番 9 号
	川崎市藤崎老人いこいの家	川崎市川崎区藤崎 4 丁目 17 番 6 号
	川崎市田島老人いこいの家	川崎市川崎区田島町 20 番 23 号
	川崎市大島老人いこいの家	川崎市川崎区大島 1 丁目 9 番 6 号
	川崎市桜本老人いこいの家	川崎市川崎区桜本 2 丁目 5 番 2 号
	川崎市京町老人いこいの家	川崎市川崎区京町 3 丁目 12 番 2 号
	川崎市渡田老人いこいの家	川崎市川崎区渡田 4 丁目 12 番 20 号
	川崎市殿町老人いこいの家	川崎市川崎区殿町 1 丁目 20 番 15 号
	川崎市日吉老人いこいの家	川崎市幸区北加瀬 1 丁目 39 番 5 号
	川崎市南河原老人いこいの家	川崎市幸区南幸町 1 丁目 11 番地
	川崎市下平間老人いこいの家	川崎市幸区下平間 357 番地 6
	川崎市古市場老人いこいの家	川崎市幸区古市場 1, 781 番地 1
	川崎市小倉老人いこいの家	川崎市幸区小倉 5 丁目 32 番 5 号
	川崎市御幸老人いこいの家	川崎市幸区紺屋町 33 番地 1
	川崎市ごうじ老人いこいの家	川崎市中原区上小田中 7 丁目 6 番 18 号
	川崎市等々力老人いこいの家	川崎市中原区等々力 1 番 1 号
	川崎市中丸子老人いこいの家	川崎市中原区中丸子 378 番地 4
	川崎市新城老人いこいの家	川崎市中原区下新城 1 丁目 2 番 4 号
	川崎市西加瀬老人いこいの家	川崎市中原区西加瀬 10 番 5 号
	川崎市井田老人いこいの家	川崎市中原区井田三舞町 14 番 16 号
	川崎市丸子多摩川老人いこいの家	川崎市中原区丸子通 1 丁目 639 番地 3
	川崎市高津老人いこいの家	川崎市高津区久本 3 丁目 6 番 22 号
	川崎市上作延老人いこいの家	川崎市高津区上作延 1, 142 番地 4
	川崎市子母口老人いこいの家	川崎市高津区子母口 983 番地
	川崎市末長老人いこいの家	川崎市高津区末長 2 丁目 27 番 2 号
	川崎市梶ヶ谷老人いこいの家	川崎市高津区梶ヶ谷 5 丁目 8 番地 27
	川崎市東高津老人いこいの家	川崎市高津区下野毛 1 丁目 3 番 2 号
	川崎市くじ老人いこいの家	川崎市高津区久地 3 丁目 16 番 1 号
	川崎市平老人いこいの家	川崎市宮前区平 2 丁目 13 番 1 号
	川崎市有馬老人いこいの家	川崎市宮前区有馬 4 丁目 5 番 2 号
	川崎市野川老人いこいの家	川崎市宮前区野川 3, 182 番地 1
	川崎市白幡台老人いこいの家	川崎市宮前区白幡台 1 丁目 13 番地 1
	川崎市鷺ヶ峰老人いこいの家	川崎市宮前区菅生ヶ丘 32 番 10 号
	川崎市登戸老人いこいの家	川崎市多摩区登戸新町 237 番地

	川崎市菅老人いこいの家	川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号
	川崎市錦ヶ丘老人いこいの家	川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号
	川崎市長尾老人いこいの家	川崎市多摩区長尾1丁目12番7号
	川崎市枳形老人いこいの家	川崎市多摩区枳形6丁目3番1号
	川崎市中野島老人いこいの家	川崎市多摩区中野島6丁目26番7号
	川崎市南菅老人いこいの家	川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号
	川崎市王禅寺老人いこいの家	川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号
	川崎市片平老人いこいの家	川崎市麻生区片平5丁目25番1号
	川崎市千代ヶ丘老人いこいの家	川崎市麻生区千代ヶ丘6丁目3番地22
	川崎市白山老人いこいの家	川崎市麻生区白山4丁目2番2号
	川崎市麻生老人いこいの家	川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号
	川崎市岡上老人いこいの家	川崎市麻生区岡上277番地
	川崎市百合丘老人いこいの家	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
(2)設置条例	川崎市老人いこいの家条例	
(3)設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ることを目的とする。	
(4)施設の事業内容	<p>①いこいの家事業に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 教養の向上及びレクリエーションに関する事業 イ 虚弱な高齢者を対象とした介護予防 ウ 多世代交流をはじめとした地域交流に関する取組 エ 利用者の自主活動に対する活動の場の提供 オ 入浴事業（入浴設備のある施設に限ります。） カ 運営委員会の設置・運営 キ 生活相談事業 <p>②利用の許可に関する業務</p> <p>③利用者意見等の把握に関する業務</p> <p>④セルフモニタリング、本市が行うモニタリング、評価に必要な書類の作成及び提出に関する業務</p> <p>⑤施設等の維持管理に関する業務</p> <p>⑥いこいの家の備品等器具の管理及びこれらの使用に関する業務</p> <p>⑦寄付金及び寄贈物品等の受領等に関する業務</p> <p>⑧管理人の研修に関する業務</p> <p>⑨社会資源の活用等に関する業務</p> <p>⑩安全管理に関する業務</p> <p>⑪個人情報の保護に関する業務</p> <p>⑫情報公開と運営の透明性、説明責任、苦情処理等に関する業務、利用者の指導に関する業務</p> <p>⑬本市及び本市が事業を委託した団体が実施する事業への協力、支援に関する業務</p> <p>⑭災害時の対応に関する業務</p>	

	⑮合築施設である場合の調整に関する業務 ⑯区役所、地域包括支援センター等との連携に関する業務 ⑰地域交流スペースの運用に関する業務（御幸老人いこいの家に限ります。）	
(5)現在の管理者	【第1グループ】 川崎市大師老人いこいの家 川崎市小田老人いこいの家 川崎市藤崎老人いこいの家 川崎市田島老人いこいの家 川崎市大島老人いこいの家 川崎市桜本老人いこいの家 川崎市京町老人いこいの家 川崎市渡田老人いこいの家 川崎市殿町老人いこいの家	住 所 川崎市川崎区日進町1番地11 名 称 社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会 代表者 会長 大橋 新太郎
	【第2グループ】 川崎市日吉老人いこいの家 川崎市南河原老人いこいの家 川崎市下平間老人いこいの家 川崎市古市場老人いこいの家 川崎市小倉老人いこいの家 川崎市御幸老人いこいの家	住 所 川崎市幸区戸手本町一丁目 11番地5 名 称 社会福祉法人 川崎市幸区社会福祉協議会 代表者 会長 佐藤 忠次
	【第3グループ】 川崎市ごうじ老人いこいの家 川崎市等々力老人いこいの家 川崎市中丸子老人いこいの家 川崎市新城老人いこいの家 川崎市西加瀬老人いこいの家 川崎市井田老人いこいの家 川崎市丸子多摩川老人いこいの家	住 所 川崎市中原区今井上町1番34号 名 称 社会福祉法人 川崎市中原区社会福祉協議会 代表者 会長 青木 英光
	【第4グループ】 川崎市高津老人いこいの家 川崎市上作延老人いこいの家 川崎市子母口老人いこいの家 川崎市末長老人いこいの家 川崎市梶ヶ谷老人いこいの家 川崎市東高津老人いこいの家 川崎市くじ老人いこいの家	住 所 川崎市高津区溝口一丁目6番 10号 名 称 社会福祉法人 川崎市高津区社会福祉協議会 代表者 会長 斉藤 二郎
	【第5グループ】 川崎市平老人いこいの家 川崎市有馬老人いこいの家	住 所 川崎市宮前区東有馬二丁目5番 21号 名 称 特定非営利活動法人

	川崎市野川老人いこいの家 川崎市白幡台老人いこいの家 川崎市鷺ヶ峰老人いこいの家	有馬まちづくりサポートセンター カンアオイ 代表者 理事長 中平 龍二郎
	【第6グループ】 川崎市登戸老人いこいの家 川崎市菅老人いこいの家 川崎市錦ヶ丘老人いこいの家 川崎市長尾老人いこいの家 川崎市栴形老人いこいの家 川崎市中野島老人いこいの家 川崎市南菅老人いこいの家	住 所 川崎市多摩区登戸 1763 番地 名 称 社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会 代表者 会長 田村 弘志
	【第7グループ】 川崎市王禅寺老人いこいの家 川崎市片平老人いこいの家 川崎市千代ヶ丘老人いこいの家 川崎市白山老人いこいの家 川崎市麻生老人いこいの家 川崎市岡上老人いこいの家 川崎市百合丘老人いこいの家	住 所 川崎市麻生区万福寺一丁目 2 番 2 号 名 称 社会福祉法人 川崎市麻生区社会福祉協議会 代表者 会長 山本 浩真
(6)現在の管理運営費（指定管理期間の平均年額）	【川崎区（9か所）】 57,040,656円 ※平成26年度のみ10か所の管理運営	
	【幸 区（6か所）】 38,206,252円	
	【中原区（7か所）】 44,654,107円	
	【高津区（7か所）】 44,481,181円	
	【宮前区（5か所）】 29,686,223円	
	【多摩区（7か所）】 45,052,731円	
	【麻生区（7か所）】 43,929,234円	

2 指定管理者となる団体の概要

(1) 指定管理予定者の名称

第1グループ老人いこいの家（川崎区）	川崎市・川崎区社会福祉協議会 ※社会福祉法人川崎市社会福祉協議会及び社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会を構成団体とするグループで応募
第2グループ老人いこいの家（幸区）	川崎市・幸区社会福祉協議会 ※社会福祉法人川崎市社会福祉協議会及び社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会を構成団体とするグループで応募
第3グループ老人いこいの家（中原区）	川崎市・中原区社会福祉協議会

	※社会福祉法人川崎市社会福祉協議会及び社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会を構成団体とするグループで応募
第4グループ老人いこいの家（高津区）	川崎市・高津区社会福祉協議会 ※社会福祉法人川崎市社会福祉協議会及び社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会を構成団体とするグループで応募
第5グループ老人いこいの家（宮前区）	川崎市・宮前区社会福祉協議会 ※社会福祉法人川崎市社会福祉協議会及び社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会を構成団体とするグループで応募
第6グループ老人いこいの家（多摩区）	川崎市・多摩区社会福祉協議会 ※社会福祉法人川崎市社会福祉協議会及び社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会を構成団体とするグループで応募
第7グループ老人いこいの家（麻生区）	川崎市・麻生区社会福祉協議会 ※社会福祉法人川崎市社会福祉協議会及び社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会を構成団体とするグループで応募

(2) 各団体の概要

名 称	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
所 在 地	川崎市中原区上小田中六丁目22番5号
代 表 者 名	会長 佐藤 忠次
設 立 年 月	昭和32年2月14日
基 本 財 産 又は資本の額	3,000,000円
職 員 数 又は従業員数	職員560名
設 立 目 的	川崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事 業 概 要 (平成30年度)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 川崎市福祉パルの受託経営（7か所） (9) 福祉人材バンクの業務の実施 (10) ボランティア活動の振興 (11) 川崎市あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (12) 福祉サービス利用事業

	(13) ふくし相談事業 (14) 居宅介護等事業の経営 (15) 介護保険法に基づく第1号訪問事業の経営 (16) 障害福祉サービス事業の経営 (17) 川崎市高齢社会福祉総合センター（人材開発研修センター・保健福祉研究センター）の経営 (18) 社会福祉法人経営改善支援事業 (19) 地域生活支援SOSかわさき事業 (20) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (平成30年度)	経常収入計(1)	4,789,515,785円
	経常支出計(2)	4,933,421,885円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△143,906,100円
	施設整備等収入(4)	0円
	施設整備等支出(5)	15,389,351円
	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	△15,389,351円
	財務収入計(7)	908,117,610円
	財務支出計(8)	522,987,277円
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	385,130,333円
	予備費支出(10)	0円
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	225,834,882円
	前期末支払資金残高(12)	233,084,814円
	当期末支払資金残高(11)+(12)	458,919,696円

名 称	社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会	
所 在 地	川崎市川崎区日進町1番地11	
代 表 者 名	会長 大橋 新太郎	
設 立 年 月	平成8年4月1日	
基 本 財 産 又は資本の額	3,000,000円	
職 員 数 又は従業員数	職員45名	
設 立 目 的	川崎市川崎区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事 業 概 要 (平成30年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルかわさき事業 (9) 川崎市老人いこいの家指定管理者（9か所） (10) 川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター指定管理者 (11) 川崎区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (12) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算	経常収入計(1)	152,227,281円

(平成30年度)	経常支出計(2)	153,228,801円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△1,001,520円
	施設整備等収入(4)	0円
	施設整備等支出(5)	0円
	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	0円
	財務収入計(7)	15,000円
	財務支出計(8)	5,020,509円
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△5,005,509円
	予備費支出(10)	0円
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△6,007,029円
	前期末支払資金残高(12)	42,966,525円
	当期末支払資金残高(11)+(12)	36,959,496円

名 称	社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会	
所 在 地	川崎市幸区戸手本町一丁目11番地5	
代 表 者 名	会長 佐藤 忠次	
設 立 年 月	平成8年4月1日	
基 本 財 産 又は資本の額	3,000,000円	
職 員 数 又は従業員数	職員39名	
設 立 目 的	川崎市幸区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事 業 概 要 (平成30年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルさいわい事業 (9) 川崎市老人いこいの家指定管理者(6か所) (10) 川崎市さいわい健康福祉プラザ指定管理者 (11) 幸区あんしんセンター事業(日常生活自立支援事業) (12) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (平成30年度)	経常収入計(1)	185,778,472円
	経常支出計(2)	186,409,723円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△631,251円
	施設整備等収入(4)	0円
	施設整備等支出(5)	0円
	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	0円
	財務収入計(7)	1,500,000円
	財務支出計(8)	9,660,703円
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△8,160,703円
	予備費支出(10)	0円
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△8,791,954円

	前期末支払資金残高(12)	31,005,817円
	当期末支払資金残高(11)+(12)	22,213,863円

名 称	社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会	
所 在 地	川崎市中原区今井上町1番34号	
代 表 者 名	会長 青木 英光	
設 立 年 月	平成8年4月1日	
基 本 財 産 又は資本の額	3,000,000円	
職 員 数 又は従業員数	職員38名	
設 立 目 的	川崎市中原区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事 業 概 要 (平成30年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルなかはら事業 (9) 川崎市老人いこいの家指定管理者(7か所) (10) 中原区あんしんセンター事業(日常生活自立支援事業) (11) 川崎市中原老人福祉センター指定管理者 (12) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (平成30年度)	経常収入計(1)	139,020,211円
	経常支出計(2)	142,983,997円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△3,963,786円
	施設整備等収入(4)	0円
	施設整備等支出(5)	0円
	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	0円
	財務収入計(7)	0円
	財務支出計(8)	0円
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0円
	予備費支出(10)	0円
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△3,963,786円
	前期末支払資金残高(12)	57,814,619円
	当期末支払資金残高(11)+(12)	53,850,833円

名 称	社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会	
所 在 地	川崎市高津区溝口一丁目6番10号	
代 表 者 名	会長 斉藤 二郎	
設 立 年 月	平成8年4月1日	
基 本 財 産 又は資本の額	3,000,000円	

職員数 又は従業員数	職員38名	
設立目的	川崎市高津区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事業概要 (平成30年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルたかつ事業 (9) 川崎市老人いこいの家指定管理者(7か所) (10) 川崎市高津老人福祉・地域交流センター指定管理者 (11) 高津区あんしんセンター事業(日常生活自立支援事業) (12) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決算 (平成30年度)	経常収入計(1)	130,243,382円
	経常支出計(2)	131,234,085円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△990,703円
	施設整備等収入(4)	0円
	施設整備等支出(5)	0円
	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	0円
	財務収入計(7)	0円
	財務支出計(8)	9,326円
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△9,326円
	予備費支出(10)	0円
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△1,000,029円
	前期末支払資金残高(12)	19,196,585円
	当期末支払資金残高(11)+(12)	18,196,556円

名称	社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会	
所在地	川崎市宮前区宮崎二丁目6番地10	
代表者名	会長 浮岳 堯仁	
設立年月	平成8年4月1日	
基本財産 又は資本の額	3,000,000円	
職員数 又は従業員数	職員16名	
設立目的	川崎市宮前区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事業概要 (平成30年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るた	

	めに必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルみやまえ事業 (9) 宮前区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (10) 川崎市宮前老人福祉センター指定管理者 (11) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (平成30年度)	経常収入計(1)	74,915,073円
	経常支出計(2)	74,305,839円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	609,234円
	施設整備等収入(4)	0円
	施設整備等支出(5)	0円
	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	0円
	財務収入計(7)	0円
	財務支出計(8)	0円
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0円
	予備費支出(10)	0円
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	609,234円
	前期末支払資金残高(12)	34,788,819円
	当期末支払資金残高(11)+(12)	35,398,053円

名 称	社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会	
所 在 地	川崎市多摩区登戸1763番地	
代 表 者 名	会長 田村 弘志	
設 立 年 月	平成8年4月1日	
基 本 財 産 又は資本の額	3,000,000円	
職 員 数 又は従業員数	職員44名	
設 立 目 的	川崎市多摩区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事 業 概 要 (平成30年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルたま事業 (9) 川崎市老人いこいの家指定管理者（7か所） (10) 多摩区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (11) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (平成30年度)	経常収入計(1)	77,115,213円
	経常支出計(2)	77,430,972円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△315,759円

施設整備等収入(4)	2,000,000円
施設整備等支出(5)	2,979,872円
施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	△979,872円
財務収入計(7)	1,080,000円
財務支出計(8)	514,360円
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	565,640円
予備費支出(10)	0円
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△729,991円
前期末支払資金残高(12)	14,477,569円
当期末支払資金残高(11)+(12)	13,747,578円

名 称	社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会	
所 在 地	川崎市麻生区万福寺一丁目2番2号	
代 表 者 名	会長 山本 浩真	
設 立 年 月	平成8年4月1日	
基 本 財 産 又は資本の額	3,000,000円	
職 員 数 又は従業員数	職員47名	
設 立 目 的	川崎市麻生区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事 業 概 要 (平成30年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 川崎市福祉パルあさお事業 (9) 川崎市老人いこいの家指定管理者(7か所) (10) 麻生区あんしんセンター事業(日常生活自立支援事業) (11) 川崎市麻生老人福祉センター指定管理者 (12) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (平成30年度)	経常収入計(1)	121,912,313円
	経常支出計(2)	121,923,403円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△11,090円
	施設整備等収入(4)	0円
	施設整備等支出(5)	0円
	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	0円
	財務収入計(7)	0円
	財務支出計(8)	0円
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0円
	予備費支出(10)	0円
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△11,090円
	前期末支払資金残高(12)	11,872,127円
	当期末支払資金残高(11)+(12)	11,861,037円

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

(1) 各グループ共通の事業計画

項 目	事業内容
施設の管理・運営の方針について	<p>川崎市社会福祉協議会・区社会福祉協議会は、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」における、高齢者のみならず「全ての地域住民」を対象とする基本的な考え方を踏まえ、3つの基本方針、5つの重点目標を掲げて、社会福祉協議会(以下「社協」という。)の強みである1,300の会員のネットワーク、地域福祉推進のノウハウをフルに活用することにより、「老人いこいの家」と「老人福祉センター(老人福祉・地域交流センター)」を、高齢者はじめ多世代の利用に供する地域福祉推進の拠点として運営してまいります。</p> <p>1 3つの基本方針</p> <p>「施設の管理・運営、利用の促進」については、社協が行政のパートナーとしての担い手であるとの自覚のもと、老人いこいの家を川崎市の地域包括ケアシステムにおける地域交流・多世代交流、介護予防のための拠点施設と捉え、3つの基本方針を定めます。</p> <p>この基本方針に基づき、老人いこいの家の管理・運営を的確に行い、地域包括ケアシステム推進の一翼を担う役割を果たしてまいります。</p> <p>(1) 「自助」の支援～社協会員のネットワークを通じて、高齢者等が社会・地域とのつながりを保ち、深め、いきがいを持って健康に生活することを支援する～</p> <p>社協の会員である、地区社協(全市で40地区)、民生委員・児童委員、ボランティア等のネットワークを通じて、老人いこいの家の存在を地域の高齢者等に積極的にアピールし、高齢者等の利用促進を図ります。</p> <p>各種講座の開催や健康相談などで高齢者の「健康増進・介護予防」及び「いきがいくりの推進」を図ることにより、高齢者が社会・地域とつながりを保ち、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう「自助」の支援につなげます。</p> <p>(2) 「互助」の推進～地域福祉推進のノウハウを活かして、高齢者や老人いこいの家に関わる住民が、地域福祉活動に積極的に参加する土壌をつくる～</p> <p>社協がこれまで実践してきた地域福祉推進のノウハウをフルに発揮し、地域拠点としての老人いこいの家の役割と、ボランティアや自主グループ活動等の地域活動、町内会・自治</p>

会や民生委員・児童委員などの地域交流活動を結び付け、高齢者を含めた様々な住民が地域の福祉活動に参加する土壌を作ります。

- (3) 「共助・公助」の活用支援～「オール川崎社協」の資源を活用して、生活課題を抱える人を早期に発見し、支援やサービスに適切につなぐ～

老人いこいの家における身近な生活相談を通じて、社協の事業(川崎市の委託事業・補助事業、独自事業等)である住宅福祉サービス、権利擁護サービス等につなげるとともに、公的制度・事業の活用を紹介し、利用の促進を図ります。

区保健福祉センター(地域みまもり支援センター)や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、制度の狭間にいる地域住民を支援し、共助・公助の活用により、地域の高齢者等が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう支援します。

2 5つの重点目標

3つの基本方針に基づき、老人いこいの家を地域の拠点施設として気軽に利用でき、暮らしに身近なつながりづくりを通して、誰もが安心して暮らせる生活環境づくりを推進します。

利用者が安心して老人いこいの家に通えるよう、職員とのふれあいを大切にし、信頼関係を築き、サービスの向上と、利用しやすい施設を目指し、以下のとおり、5つの重点目標を定めます。

- (1) 市社協が策定した「地域福祉活動推進計画」及び区社協が策定した「地域福祉活動計画」に基づき、高齢者のいきがい・社会参加を促進させるため、自主活動や地域活動、自助団体活動、ボランティア活動等の支援を行います。
- (2) 利用者やボランティア、地区社協から得られる住民ニーズを踏まえ、各種事業の展開を図ります。
- (3) 世代を超えた多様な地域住民の利用促進を働きかけるとともに、安全快適な環境づくりと設備の充実を図ります。
- (4) 利用者等との信頼関係構築と円滑な施設運営のため、社協が策定する人材育成計画の中で、職員のサービス意識の向上、知識・技術の習得、能力開発に取り組みます。
- (5) 社協が策定した「組織経営計画」に基づき、的確に管理・運営を行うとともに、効率的・効果的な運営により経費節減に努めます。

3 社協の実践

社協は、地域の多様な個人、団体・関係機関(会員数1,300団体)で構成されており、それぞれの地域における様々な課題の解決に向け、地域が主体となり地域福祉の推進にあたることにより、社協らしい地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいます。

会員である地域の多様な主体が顔の見えるネットワークを有していることが社協の強みであり、今後も地域福祉の推進をはじめ、行政の受託事業、指定管理事業などを通して、行政のパートナーとして、その実践を行ってまいります。

4 「オール川崎社協」の提案

	<p>市社協は、全市的な立場から、方針の提示や情報の収集・分析に基づく事業提案、検討の場づくり、職員の人材育成、行政との調整など、全市レベルでの支援を行います。</p> <p>区社協は、地域の特性に応じて、地区社協への支援、住民の自主活動支援を老人いこいの家の役割と結びつけて、老人いこいの家を地域の活動拠点として支援します。</p> <p>川崎市社協と7つの区社協は一体となって、地域レベル、区域レベル、市域レベルそれぞれにおいて、柔軟かつ機動的に取り組む「オール川崎社協」として指定管理事業に応募いたします。</p> <p>さらに、市社協と区社協は、平成32年度以降の統合・合併を検討しており、オール川崎社協として安定的かつ継続的なガバナンスの強化を図ってまいります、</p> <p>5 「オール川崎社協」として一体となって取り組むメリット</p> <p>(1) 7区の社協の事業実績・ノウハウの集積と全国社会福祉協議会をはじめとする他都市社協の連携・交流により、地域レベルから全国レベルまでの情報を活かした企画力・調整力があります。</p> <p>(2) 7区の老人いこいの家の利用者満足度、クレーム対応などの情報の集約と共有が可能となり、個々の老人いこいの家の利用者対応、利用環境の改善に活かせると共に、お互いが切磋琢磨することによる全市的なサービスのボトムアップが図れます。</p> <p>(3) 運営上の様々な課題の解決や、市域内外の先進事例を検討・協議することを目的としたプロジェクトを、7区横断的に設置することが出来ます。</p> <p>また、個々の老人いこいの家の取組によるグッドプラクティスを参考に、魅力的な新規事業や共通事業を開発し、全市的な発信を行います。</p> <p>(4) 社協会員のネットワークを活かした「オール川崎社協」として地域課題や地域ニーズを的確に把握し、問題点や解決策をまとめ、行政への提案や事業調整、保健医療福祉関係機関・団体との連携により、地域課題の解決に取り組みます。</p>
<p>管理経費の縮減に対する取組について</p>	<p>1 組織経営計画における取組</p> <p>川崎市社協及び各区社協は、組織の安定的維持と地域福祉事業の推進に必要な資源（ひと、もの、かね、情報）の計画的調整・調達を行うために、6か年を計画期間とする組織経営計画（2018～2023）を2018年3月に策定しました。</p> <p>計画では、次の3つの基本方針を定めています。</p> <p>① 財政構造の健全化</p> <p>② 組織の統合・再編</p> <p>③ 地域福祉活動の見える化・わかる化</p> <p>計画に基づく具体的な取組として、市社協と7区社協の組織統合によるスケールメリットを生かすこと、全ての事務事業の精査、目標と期待される成果を明確にした事業進行管理を行うこととしています。</p> <p>2 事業計画書における重点方針</p> <p>川崎市社協・区社協の指定管理事業計画書（基本運営）においては、施設の管理・運営の基本方針における5つの重点方針の</p>

一つとして、「5 社協が策定した「組織経営計画」に基づき、的確に管理・運営を行うとともに、効率的・効果的な運営により経費節減に努めます。」を掲げています、

「組織経営計画」を踏まえた組織運営改善として、スクラップ&ビルドによる計画的な事業の実施及び精査に取り組むことにより、老人いこいの家事業において、経営効率化・管理経費節減を徹底します。

3 管理経費縮減の考え方

社協においては、指定管理事業を含め、全ての事業・予算の精査を行い、管理経費の縮減について取り組んでいます。

市社協・区社協の8社会福祉法人が地域福祉を推進していくためにも、安定的・継続的な法人運営が求められており、必要な管理経費を適正に計上してまいります。

管理経費の縮減は、単にコストを削減すればよいものではなく、施設の修繕費は「安全・安心の確保」につながるため、このコストは確実に確保することか必要であり、また、単純に人員体制を縮小することは、「安全・安心」に逆行するおそれがあります。

したがって、指定管理者として、「安全・安心」が確実に担保されることを要件として、施設運営の安定性、継続性、さらには、運営の発展性を見据えた対応を図ります。

4 費用対効果

「安全・安心」のコストと併せて、運営の発展性を見据えた対応として、施設の利用促進策、利用者の満足度向上には、十分に配慮する必要があります。

市社協・区社協では、7区の老人いこいの家を対象に利用者アンケート調査を実施し、満足度向上や利用促進に向け、費用対効果の視点から分析・検討を行います。

また、Webの充実等の広報費、チラシ配布等の印刷製本費、消耗品費は、「オール川崎社協」で一括購入等することで、支出の削減を図ります。

備品購入費については、7区の老人いこいの家が相互に不用品・必要品の情報交換をすることで、資源を無駄なく活用するとともに、経費の縮減を図ります。

5 施設運営の課題

具体的な課題としては、以下の事項が挙げられます。

(1) 運営コスト面として、

【公共料金の削減】ガス料金の削減

【施設の運営】消耗品・印刷製本費の縮減、備品の効率的購入、ゴミ回収料の軽減など

【関係法令の改正】消費税・地方消費税の増、臨時職員報酬下限額の増

(2) 業務運営面として、

【施設の維持】中長期の修繕計画策定、大規模老朽化工事(長寿命化計画)への対応

【人的支援】人材育成計画策定、地域人材の活用(講師登用)

	<p>6 社協の強み</p> <p>「オール川崎社協」として事業運営に取り組むことで、スケールメリットを活かした管理経費の削減と安定的な管理運営が可能です。</p> <p>社協会員である地域の人材を有効に活用することで、運営経費の削減につながるとともに、地域包括ケアシステムにおける自助・互助の意識が醸成されます。</p> <p>例として、社協会員を地域課題の解決に向けた講師役として登用する、あるいは、老人いこいの家の広報・PRを社協会員である多様な地域の主体が協力するなど、地域との連携・協働を通じて、地域全体で管理経費縮減の取組ができることが「オール川崎社協」としての強みになります。</p> <p>7 老人いこいの家の取組</p> <p>(1) 消耗品、備品、修繕等について</p> <p>消耗品や備品などの購入にあたっては、安価なものを選択し、「オール川崎社協」で、一括購入等を行い、経費の縮減に努めます、また、各いこいの家で不要となった備品などを他のいこいの家で活用する調整など、経費の抑制につなげます。</p> <p>軽易な清掃や修繕については、業者委託せず、運営委員や利用者の協力を得て、また、管理人や職員で可能なものはなるべく実施します。業者に依頼する場合は、安価で請け負う業者に発注します。</p> <p>(2) ゴミ等について</p> <p>利用者や利用団体には、ゴミ等の持ち帰りを極力お願いし、事業ゴミ回収料の軽減に努めます。</p> <p>(3) 節電等について</p> <p>利用していない部屋の消灯等や気候に応じて冷暖房のスイッチを切り、調整を行い、節電に努めます。また、エアコン等電化製品で購入後年数を経ているものは、消費電力が大きい場合もあるので、市役所担当課と調整協議しながら適宜買い替えを行います。</p> <p>(4) 合理的なエネルギーの使用を図ることに関する業務について</p> <p>エネルギー使用設備の管理要領を定めた「エネルギー管理規定」をいこいの家ごとに策定しており、消費される電力、化石燃料、ガス燃料、給水（上水）等すべてのエネルギーに関して、エネルギー管理を適切に行うことにより、省エネルギー活動を効果的に推進します。</p> <p>(5) 教養の向上に向けた事業について</p> <p>教養の向上に向けた事業の実施については、地域の福祉活動であることを講師に理解していただき、ボランティア精神で受けていただき、必要最低限の経費で実施できるように協力を求めます。また、教材費等については、実費相当の範囲で参加者に負担を求めます。</p>
<p>セルフモニタリングの考え方について</p>	<p>1 指定管理制度におけるモニタリングの考え方</p> <p>指定管理制度におけるモニタリングは、行政と指定管理者が共に施設の適正な管理やサービス内容の改善等に努めていくための仕組みとされています。</p> <p>市社協及び区社協では、指定管理者として、老人いこいの家</p>

の条例規則における設置目的を理解し、適正かつ確実に履行しているか、施設におけるサービス水準の維持・向上を目指しているかなどを、確認及び評価する仕組みと考えています。

2 モニタリングの仕組み

制度の趣旨を踏まえ、サービスの水準の確保や安全性、継続性を担保する観点から、次の事項を基本として進めます。

(1) モニタリングに関する役割分担

指定管理者は、業務の履行報告・改善を行う一方、行政はサービスの水準を維持向上するための履行確認・改善指示等を行います。

(2) 定期的・継続的なモニタリングの実施

モニタリングを基にした管理運営状況の改善等を繰り返し実施することで、サービス水準を高める仕組みを作ることが重要であり、モニタリングは、定期的・継続的に行います。

(3) モニタリング内容の明確化

モニタリングの対象・手法など、内容を明確にします。

(4) 継続的・安定的なサービスの提供

適正なサービスを継続的・安定的に提供することが重要であり、サービス提供が必ずしも適正に行われていない場合は、必要に応じた対策をとり、達成がなければ、必要な改善を行います。

3 モニタリングの効果

モニタリングは、行政サービスの安定供給と質の維持のために重要な意義を持っていると考えます。

その効果としては、①行政と指定管理者の協定において詳細なモニタリングを定める、②問題点の早期発見が可能となる、③行政は、サービス内容や経理状況の監査が可能となる、④行政と指定管理者のパートナーシップのツールとなり得るものです。

4 セルフモニタリングの考え方

老人いこいの家における利用者の声を受入れ、意見・要望をもとに自主的なモニタリングを実施し、よりよいサービスの提供につなげるとともに、安心・安全な施設環境を利用者に提供することで、常に適正な業務執行の確保とリスク回避の意識を醸成します。

現場において、利用者の声を聞く機会を幅広く設け、利用者のニーズにあった即応的な対応を図ります。

また、業務内容を定期的に行政に報告するとともに、市民に公表するという一方で、老人いこいの家の設置目的や有効活用及び活動内容のPRの機会や情報提供の場としても効果を発揮するものと考えます。

5 老人いこいの家の取組

年2回のセルフモニタリングチェックシートの実施や、業務日報、区調整担当の巡回、事務局長・課長の管理人へのヒアリング（業務状況など）等の機会を通じて、運営状況を自己評価し、把握した問題・課題について、運営委員会等で協議し、改善につなげます。

	<p>年2回のセルフモニタリング以外にも、利用者の満足度調査、全市統一のアンケート、意見箱、日常的な利用者との会話など様々な方法で意見・要望等を把握し、利用者の利便性向上を目指して、事業改善を柔軟に行っていきます。</p> <p>また、川崎市社協と各区社協が一体となり、「オール川崎社協」として、指定管理事業に取り組むものであり、「いこいの家調整担当者会議」を定期的に開催し、情報共有や管理人研修の計画等を行います。</p> <p>また、運営上の課題や解決方法の検討のため、「地域課長会議」、「事務局長会議」で協議し、全市レベルの視点で、解決方法の実施及び業務改善を行います。「いこいの家調整担当者会議」、「地域課長会議」、「事務局長会議」は、老人いこいの家のセルフモニタリングを市内全体で共有し、運営上の課題及び解決方法を共有し、全市レベルの視点でガバナンスを確保し、柔軟かつ機動的に運営に取り組みます。</p>
--	---

(2) その他の事業提案 (各グループ (区) 独自の提案)

<p>第1グループ老人いこいの家 (川崎区)</p>	<p>川崎区では、第4期地域福祉活動計画において、老人いこいの家の目指す姿として、ますますの高齢化を踏まえ、互助の意識の定着が図られ、地域団体との協働により、地域の皆様に利用される福祉活動の拠点であると位置づけています。地域の活動拠点となるいこいの家及び老人福祉・地域交流センターの役割と機能の強化を目指して、次の事業を提案します。</p> <p>○地区社協活動の支援・援助 (自己資金)</p> <p>いこいの家を活動拠点とし、老人福祉・地域交流センターを更なる活動の場として活用しようとしている地区社協の活動を支援・援助することは、いこいの家及び老人福祉・地域交流センター (以下「いこいの家等」という。) の利用促進につながると共に、いこいの家等が地域に根ざした拠点施設であるということを広く広報することにもなります。地区社協の新たな取り組みを情報面や資金面での支援をすることにより、また、区役所や地域包括支援センターと連携した事業展開をすることで、新たにいこいの家等を訪れる高齢者が増加し、いこいの家等の利用につながることが期待できます。</p>
<p>第2グループ老人いこいの家 (幸区)</p>	<p>1 住民交流活動拠点事業の推進 (指定管理料・自己資金)</p> <p>第4期地域福祉活動計画の重点目標の一つとして位置付けています。老人いこいの家やさいわい健康福祉プラザ、陽だまりなどの地域に点在する福祉拠点を有効活用し、世代を超えた住民交流の場の構築を推進します。</p> <p>地区社協や地区民協が実施する子育てサロンの会場とし</p>

	<p>て施設を利用することで、子育て世代との交流、乳幼児との触れ合いが高齢者にとって良い刺激となることが期待されるとともに、世代間の交流も生まれます。</p> <p>また、こども110番に登録することで、子どもや親をはじめとした地域住民に老人いこいの家の存在を認知してもらうよう努めます。</p> <p>2 総合相談事業における個別支援の充実・強化 (指定管理料・自己資金)</p> <p>第4期地域福祉活動計画の重点目標の一つとして位置付けています。老人いこいの家が身近な相談窓口となり、地域住民が「まずは社協に相談してみよう」と思えるような体制整備と広報を行います。利用者との日常会話の中から困りごとを聞き取る等、常にアンテナを張り巡らせ、個別課題や地域課題の把握に努めます。把握した課題は、様式に記録し、管理人と地域担当職員とで共有し、内容に応じて地域包括支援センターや民生委員児童委員、幸区のご近所支え愛事業等、地域の関係機関と連携して早期解決に努めます。</p>
<p>第3グループ老人いこいの家 (中原区)</p>	<p>1 地域コミュニティ施設としての役割</p> <p>第3期地域福祉活動計画の中で、老人いこいの家は「近隣の学校や地区社協、関係機関とも連携し、地域のコミュニティ施設としての機能も果たせるよう努めます。」と位置付けています。いこいの家の地域拠点としての役割・機能強化を目指し次の事業を提案します。</p> <p>(1) いこいの家まつりの開催【指定管理料】</p> <p>区内7か所のいこいの家において、「いこいの家まつり」を開催しています。日頃の活動の成果を利用者のみならず、地域住民に発信し、多くの高齢者の憩いの場となるように取り組んでいます。平成29年度は、教養講座は32講座、580回、7,560名の方が受講し、自主講座については、183講座、3,787回、42,330名の方々が受講されました。これらの活動の発表の場として、平成29年度のいこいの家まつりは、7館、1,438名の参加がありました。まつりには、近隣住民や利用者の家族など、多くの方が来場し、大いに盛り上がりました。今後は、まつりの開催だけでなく、団体の横のつながりを意識したネットワークの構築にも取り組み、地域の中での様々な諸問題について、一緒に考える機会を提案していきます。</p>

	<p>(2) 地域の居場所づくりの活動支援【自己資金】</p> <p>中原区では、地域包括ケアシステムの推進の具現化として、区役所や地域包括支援センター、地域住民が主体となり、コミュニティカフェ・サロン活動が広がっています（現在17か所）。区社協では立ち上げに必要な情報提供や活動経費の助成、広報啓発等の相談に応じ、また区役所や地域包括支援センター等の専門機関と連携して活動をサポートしています。今後、いこいの家を会場として、コミュニティカフェ・サロンの運営を行い、閉じこもりがちな高齢者や障害者、地域住民が共にふれあうことができる地域の拠点として、市区地区社協が一体となり、活動を展開していきます。</p>
<p>第4グループ老人いこいの家 (高津区)</p>	<p>高津区社協では、第4期地域福祉活動計画の重点項目として、「活動・交流の場づくりや機会づくり」を掲げ、地域の活動拠点となるいこいの家の役割と機能の強化を目指して、次の事業を提案します。</p> <p>1 健康運動の推進（自助活動:おたっしや10のトライの推進）※自己資金</p> <p>高津区社協は、平成26年度より地域包括ケアシステムの考えに基づく自助活動として、健康運動の推進に取り組んできました。利用者の健康に対する関心はとて高く、「テントラちゃん体操」を取り入れた体操教室は大変好評です。しかし、加齢により体操の動きがきついと感じる利用者が増えてきたため、今後はぶらっと体操の内容に体操以外の要素（ダンス、手遊び、2020東京パラリンピック盆踊り等）を取り入れて、動きやすく、より楽しめる内容に発展させていきます。毎日の生活の中で無理なく、楽しく健康への意識を持ち続けながら、仲間と一緒に心身の健康を保っていくことを推進し、『健康寿命日本一の高津区』を目指します。</p> <p>2 地域の楽しい居場所としての機能の充実</p> <p>※指定管理料</p> <p>老人いこいの家のロビーは、すでにいつでも自由に過ごせる「小さな居場所」となっており、団体予約が入っていない日は、広間等の部屋を個人利用者に開放しています。今後は、個人や少人数でも利用ができて、好きなことを自由にして過ごせる「フリーカフェ(仮称)」をつくり、利用の活性化を図ります。おしゃべり、手芸、絵、工作、手作業、お茶を</p>

	<p>飲むだけ等、外出して人と会話をすることで健康づくりや仲間づくりにつなげていきます。他にも、元気な人や男性のための会食会を開催する、特技を活かした「いこいボランティア」を育成し、老人いこいの家から地域へ気軽に出かけていける仕組みを作る等、地域活動拠点としての楽しい居場所の機能の充実に取組みます。</p>
<p>第5グループ老人いこいの家 (宮前区)</p>	<p>1 集い・交わり・情報交換できる場(拠点)づくりの推進 第3期地域福祉活動計画の重点事業として「拠点づくり」を位置づけ、地域の拠点となり様々な場所を活用した福祉活動の活性化に向けた取組みを展開しています。いこいの家の地域拠点としての役割・機能強化を目指し次の事業を提案します。</p> <p>(1) 福祉啓発・人材養成【指定管理料(教養講座)】 区内いこいの家を拠点に、これからの地域福祉活動の担い手となる人材養成に取り組めます。ボランティア活動振興事業との連携により、シニアボランティア養成講座等を開催し、福祉やボランティア活動の理解を深め、シニア層の豊かな経験や知識を活かしたボランティア活動メニューを創出します。例として、レクリエーションボランティア、傾聴ボランティア、読み書き(代読・代筆)ボランティア、サロン等運営ボランティア等、地域のニーズに則したボランティアを養成します。</p> <p>(2) コミュニティカフェ、サロン等の活動支援 【自己資金】 宮前区では、地域住民が主体となり、コミュニティカフェ・サロン活動が広がっています(現在46か所)。地域包括ケアシステムの推進を具現化する取り組みとして注目度も高まっており、区社協では立ち上げに必要な情報提供や活動経費の助成等の相談に応じ、また区役所や地域包括支援センター等の専門機関と連携して活動をサポートしています。現任、区内の運営団体が集まり「みやまえカフェ連絡会」を設立し、区社協が事務局を担うことから、今後、いこいの家を拠点としたカフェ活動の小地域ネットワーク構築に向け、各地域の特性に応じた活動支援を行います。</p> <p>(3) 買い物支援サービスとの連携【自己資金】 昨年11月より「買い物支援サービス」を開始し、区内</p>

	<p>社会福祉法人施設による車両貸出、運転・添乗ボランティアの協力により、日常の買い物に不便を感じている高齢者や障がい者の買い物をサポートしています。事業目的の閉じこもり防止や介護予防の一助として、高齢者等の外出の機会をより一層促進するため、今後は買い物支援と併せて、いこいの家やコミュニティカフェへの参加のための移動サポートに展開する予定です。いこいの家利用者に向けては、サービス利用の周知とともに、活動の担い手としての運転・添乗ボランティア募集、研修等を実施し、いこいの家を拠点に地域の支え合いの福祉コミュニティを構築します。</p> <p>2 子ども福祉委員の育成と福祉教育事業との連携</p> <p>【自己資金】</p> <p>昨年度より「子ども福祉委員」の実践について研究・討議を開始しました。地域では、ボランティア活動の担い手不足が大きな課題であり、または若い世代に向けた福祉理解へのアプローチとして期待されます。子どもたちが様々な高齢者の困りごと(例 買い物の付添、家具の移動など)を解決することで、子どもたちの「自己有用感」を育む効果にもつながり、いこいの家事業の新たな可能性として、高齢者と子ども、さらには地域住民を巻き込んだ福祉教育に取り組みます。</p>
<p>第6グループ老人いこいの家 (多摩区)</p>	<p>「住民主体の地域づくり」</p> <p>第4期地域福祉活動計画において「多様な主体と多世代がつながる支えあいのまち多摩区」を基本目標として、地域住民が福祉に「出会う・触れ合う」ことで地域福祉推進につなげることを掲げています。老人いこいの家の地域拠点としての役割・機能強化をすることで以下の事業をすすめます。</p> <p>(1) 人材育成事業</p> <p>区内いこいの家を拠点に、これからの地域福祉活動の担い手となる人材養成に取り組みます。ボランティア活動振興事業との連携により、いこいの家を中心とした小地域で活動をするボランティア養成を目的とした公開講座などの場を設けます。(自己資金)</p> <p>(2) 福祉教育事業との連携</p> <p>いこいの家を会場とした子ども食堂・寺小屋等に対する理解者・支援者を増やすことを目的とし福祉教育事業</p>

	<p>との連携をいたします。子どもたちが子ども食堂での関わりなどをきっかけとして、子どもたちの「自己有用感」を育む効果にもつながり、いこいの家事業の新たな可能性として、高齢者と子どもの多世代交流や、さらには地域住民を巻き込んだ福祉教育に取り組みます。(自己資金)</p> <p>(3) 相談支援事業</p> <p>地域の身近な相談の場として「ふくし寄合処たま」を開催しています。現在、相談の場としての開催をしていますが、より多くの方に参加していただく場として参加自由な「カラオケ」とセットとした開催や、現在の地域包括支援センター・地域みまもり支援センターとの連携だけではなく、例えば居宅介護支援事業所のケアマネやスポーツ推進委員会など多様な方と連携することで、相談と併せた情報提供に力を入れてまいります。(自己資金)</p>
<p>第7グループ老人いこいの家 (麻生区)</p>	<p>1 「ボランティア相談コーナー」の開設(自己資金)</p> <p>麻生区社協の地域福祉活動計画においては、いこいの家の運営を、3つの柱の1つ「ふれあう地域交流活動の推進」の大項目「高齢者のいきがづくりの推進」と位置づけ、高齢者にいこいの場を提供し、いきがづくりや心身の健康増進、介護予防等両側面からアプローチしていますが、高齢者の活躍の場や社会参加を促すために、「ボランティア相談コーナー」の出張開設や「シルバー人材センター」との連携等で、地域のボランティアや仕事紹介等でいきがづくりを進めます。</p> <p>2 車椅子貸出事業</p> <p>(車椅子の購入は、自己資金。点検等については、指定管理料で対応する)。</p> <p>麻生区社協において、麻生区在住で、一時的または緊急的に車椅子が必要な事由がある場合に、原則1ヶ月まで車椅子の貸出事業を行っています。今後、区社協で実施している車椅子貸出事業と同様に、各老人いこいの家においても貸出ができるように体制整備し、周知を図ります。</p>

6 収支計画

(1) 第1グループいこいの家（川崎区9か所）

（単位：円（税抜き））

項目	金額（税抜）					合計
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
収入	52,223,339	52,223,339	52,223,339	52,223,339	52,223,339	261,116,695
指定管理料	52,223,339	52,223,339	52,223,339	52,223,339	52,223,339	261,116,695
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0	0
支出	52,223,339	52,223,339	52,223,339	52,223,339	52,223,339	261,116,695

(2) 第2グループいこいの家（幸区6か所）

（単位：円（税抜き））

項目	金額（税抜）					合計
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
収入	35,982,972	35,982,972	35,982,972	35,982,972	35,982,972	179,914,860
指定管理料	35,982,972	35,982,972	35,982,972	35,982,972	35,982,972	179,914,860
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0	0
支出	35,982,972	35,982,972	35,982,972	35,982,972	35,982,972	179,914,860

(3) 第3グループいこいの家（中原区7か所）

（単位：円（税抜き））

項目	金額（税抜）					合計
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
収入	40,827,936	40,827,936	40,827,936	40,827,936	40,827,936	204,139,680
指定管理料	40,827,936	40,827,936	40,827,936	40,827,936	40,827,936	204,139,680
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0	0
支出	40,827,936	40,827,936	40,827,936	40,827,936	40,827,936	204,139,680

(4) 第4グループいこいの家（高津区7か所）

（単位：円（税抜き））

項目	金額（税抜）					合計
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
収入	39,957,049	39,957,749	39,958,249	39,958,749	39,957,749	199,789,545
指定管理料	39,957,049	39,957,749	39,958,249	39,958,749	39,957,749	199,789,545
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0	0
支出	39,957,049	39,957,749	39,958,249	39,958,749	39,957,749	199,789,545

(5) 第5グループいこいの家（宮前区5か所）

（単位：円（税抜き））

項目	金額（税抜）					合計
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
収入	29,043,248	29,043,248	29,043,248	29,043,248	29,043,248	145,216,240
指定管理料	29,043,248	29,043,248	29,043,248	29,043,248	29,043,248	145,216,240
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0	0
支出	29,043,248	29,043,248	29,043,248	29,043,248	29,043,248	145,216,240

(6) 第6グループいこいの家 (多摩区7か所)

(単位: 円(税抜き))

項目	金額 (税抜)					合計
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
収入	39,812,662	39,812,662	39,812,662	39,812,662	39,812,662	199,063,310
指定管理料	39,812,662	39,812,662	39,812,662	39,812,662	39,812,662	199,063,310
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0	0
支出	39,812,662	39,812,662	39,812,662	39,812,662	39,812,662	199,063,310

(7) 第7グループいこいの家 (麻生区7か所)

(単位: 円(税抜き))

項目	金額 (税抜)					合計
	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
収入	39,995,035	39,995,035	39,995,035	39,995,035	39,995,035	199,975,175
指定管理料	39,995,035	39,995,035	39,995,035	39,995,035	39,995,035	199,975,175
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0	0
支出	39,995,035	39,995,035	39,995,035	39,995,035	39,995,035	199,975,175

別紙

川崎市老人いこいの家の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体：8団体

【川崎区】川崎市・川崎区社会福祉協議会

【幸 区】川崎市・幸区社会福祉協議会

【中原区】川崎市・中原区社会福祉協議会

【高津区】川崎市・高津区社会福祉協議会

【宮前区】特定非営利活動法人

有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ

川崎市・宮前区社会福祉協議会

【多摩区】川崎市・多摩区社会福祉協議会

【麻生区】川崎市・麻生区社会福祉協議会

2 指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会

平成30年10月22日開催

委員構成 (部会長) 小林 俊子 (YMCA健康福祉専門学校講師)

(委員) 新井 努 (公認会計士)

坪 洋一 (日本女子大学准教授)

本所 靖博 (明治大学専任講師)

3 選定理由

選定された団体の提案は、仕様書に定めた標準的な条件を満たしており、事業計画や収支計画、情報の公開に関する考え方なども適切に提案されている。また、コンプライアンス(法令順守)に関する十分な認識を持ち、安定した財政基盤や事業実績を有していることから、高齢者福祉に寄与する点でも期待を持てるものであり、選定基準に掲げた事項を総合的に評価した結果、指定管理予定者として適切であると判断したため、選定した。

4 審査結果(※基準点480点以上)

(1) 第1グループ老人いこいの家(川崎区)

選定基準	配点	川崎市・川崎区 社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	237点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	114点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	63点
④応募団体自身に関する項目	80点	58点

⑤応募団体の取組に関する事項	80点	50点
⑥実績評価点		40点
合計	800点	562点

(2) 第2グループ老人いこいの家（幸区）

選定基準	配点	川崎市・幸区 社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	247点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	114点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	63点
④応募団体自身に関する項目	80点	57点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	50点
⑥実績評価点		20点
合計	800点	551点

(3) 第3グループ老人いこいの家（中原区）

選定基準	配点	川崎市・中原区 社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	231点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	111点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	63点
④応募団体自身に関する項目	80点	53点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	48点
⑥実績評価点		0点
合計	800点	506点

(4) 第4グループ老人いこいの家（高津区）

選定基準	配点	川崎市・高津区 社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	240点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	114点

③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	63点
④応募団体自身に関する項目	80点	58点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	48点
⑥実績評価点		40点
合計	800点	563点

(5) 第5グループ老人いこいの家（宮前区）

選定基準	配点	川崎市・宮前区 社会福祉協議会	特定非営利活動法人 有馬まちづくり サポートセンター カンアオイ
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	237点	216点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	117点	99点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	60点	47点
④応募団体自身に関する項目	80点	55点	38点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	48点	28点
⑥実績評価点		0点	0点
合計	800点	517点	428点

(6) 第6グループ老人いこいの家（多摩区）

選定基準	配点	川崎市・多摩区 社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	237点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	111点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	63点
④応募団体自身に関する項目	80点	56点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	50点
⑥実績評価点		10点
合計	800点	527点

(7) 第7グループ老人いこいの家 (麻生区)

選定基準	配点	川崎市・麻生区 社会福祉協議会
①事業目的の達成とサービス向上への取組	360点	238点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	180点	114点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	100点	61点
④応募団体自身に関する項目	80点	56点
⑤応募団体の取組に関する事項	80点	50点
⑥実績評価点		10点
合計	800点	529点

7 提案額 (指定管理期間総額(税抜))

(1) 第1グループ老人いこいの家	261,116,695円
(2) 第2グループ老人いこいの家	179,914,860円
(3) 第3グループ老人いこいの家	204,139,680円
(4) 第4グループ老人いこいの家	199,789,545円
(5) 第5グループ老人いこいの家	145,216,240円
(6) 第6グループ老人いこいの家	199,063,310円
(7) 第7グループ老人いこいの家	199,975,175円